

広島の公教育が異常になった背景 ①

～「日本弱体化政策」の下での復興～

「広島の公立学校では、同和教育、人権学習、平和教育の時間ばかり異常に多く、しかもそれらの内容が非常に偏向している。校長や教員の自殺も相次いでいる。何かおかしいのではないか」と憂う人々の声がずいぶん前から溢れていました。やっとその異常な事実が明らかになったのは平成 10 年 5 月に文部省から受けた是正指導によってです。法令に違反し、学習指導要領を逸脱する教育の内容があるなどとして是正の指示を受け、あるいは教育委員会が実態を把握していないとして調査の指示を受けたのは、15 項目にも上りました(本誌 1 号へ掲載)。「卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱」「人権学習の内容」「職員会議の運営」「校長と教職員組合分会との確認書」など、違法な悪事が出るわ、出るわ、それはまるで封印されていたパンドラの箱の蓋が開けられたようでした。広島公教育がいかに異様で異常な状態であったということが、やっと白日の下に晒されました。

非常に深刻な問題を抱えた広島教育、いつ頃から狂ったのでしょうか。どのような事件が起こり、どのような介入を受けたのでしょうか。その間に起きた多数の校長や教員らの自殺は、どのような背景・状況の中での自殺だったのでしょうか。年代の古い方から順番に明らかにしていきましょう。

1. 「日本弱体化政策」の下での復興

昭和 20 年 8 月 15 日、わが国政府はポツダム宣言を受け入れて降伏します。これにより、わが国は連合軍の占領下に置かれます。日本が外国に占領され、主権を失うという、歴史始まって以来の出来事です。国内の多くの都市は空襲により焦土と化しました。家も工場も焼け、物資も不足して産業はほとんど停止状態になりました。その中に命からがら生き延びた人々が帰国してきます。配給も滞り、食料が不足し、街中には失業者があふれます。国民の大部分は飢餓をようやく逃れている、このような容易ならざる状態の中で復興を始めなければなりません。

連合軍による占領政策は、GHQ(連合軍最高司令官総司令部)が指令・勧告を出し、それを基に政府に実施させるという間接統治を行いました。GHQ は GS(政務を担当する民政局)と GII(軍務を担当する参謀第二部)という 2 つの部局がありましたが、GS には、「ニューディーラー」という社会主義者が多く集まっていました。

GHQ は、日本が自立した強い国にならないよう、徹底的に「日本弱体化政策」「解体政策」をとります。「民主化」「非軍事化」という名の下に、治安維持法・特高警察の廃止、軍の解体、戦争の指導者を戦犯容疑者として逮捕し、極東国際軍事裁判にかけます。共産党を合法化し、逮捕されていた共産党員を釈放します。

最高司令官のマッカーサーは、「民主化」という名の「解体政策」として 5 大改革の指令を出します。

労働組合の結成奨励、学校教育の改革、経済機構の民主化、秘密警察の廃止、婦人参政権の付与です。GHQ の命令は日本の憲法や法律の上であり、絶対でした。

文部省は 20 年 9 月 15 日、「新日本建設ノ教育方針」を公表しましたが、GHQ はこの内容を認めず、教育に関する「4 大改革指令」を出します。指令によって、修身、日本歴史・地理の授業停止と教科書の回収を行い、「教職追放」によって戦争に協力的とされた人々を追放します。

さらに総司令部の要請によって来日した「米国教育使節団」は、21 年 3 月、六・三・三制、男女共学の学校制度や、都道府県、市町村に公選による教育委員会を設けて、教育を地方分権的の制度にするよう勧告します。日本側は、南原繁を委員長とする「教育家委員会」を組織してこれに協力しています。

GHQ は憲法の改正も求めます。これも日本弱体化政策の一環です。明治憲法は伊藤博文、井上毅らの努力によってわが国の伝統・文化に則り、歴史的國家観を持って作られました。しかし、これを敵視した GHQ によって実質廃止させられます。政府の憲法改正案に納得しない GHQ は自ら作成した改正案を示し、政府案として発表させます。日本国憲法は 21 年 11 月 3 日に公布され、翌 22 年 5 月 3 日に施行されます。新憲法は、歴史や伝統といったわが国の国柄を表すものは一切排除し、「信託」などといった契約的國家観、つまり革命に通じる理念が入れられています。政府が気に入らなければ革命を起こして国柄を変えても良いという考えです。

「教育基本法」は 22 年 3 月 31 日に公布され 4 月 1 日施行されます。これと同時に「学校教育法」が公布・施行されます。教育基本法も日本側の「前文」案に明記してあった「伝統を尊重し」を、GHQ の民間情報教育局が削除させます。日本の歴史や伝統・文化、慣習といったものを軍国主義の元凶とみなして切断したのです。そのため教育基本法も國家観のない法律となりました。

教育基本法が制定された時、「教育勅語」は生きていました。教育勅語に足りない部分を補うために教育基本法ができたという経緯でした。教育基本法と教育勅語はワンセットと考えていたのです。しかし GHQ は、教育勅語を問題だと言い始め、圧力をかけて国会に教育勅語の排除決議、失効確認決議をさせます。昭和 23 年 6 月 19 日に失効しますが、約 1 年 3 ヶ月間、両者は並立し、補完依存関係にありました。(41 号に教育勅語に関連する文章を掲載)

GHQ の命令による憲法改正や教育基本法制定、教育勅語廃止の命令は、ハーグ陸戦条約に明白に違反しています。占領地の憲法や重要な法律は占領者といえども尊重しなければならず、変えてはいけないのです。

米国教育使節団の帰国によって役務を終えた日本側の「教育家委員会」は解散します。政府は新たに諮問機関として 21 年 8 月、「教育刷新委員会」を設置し、日本の教育改革の具体案を作り出していきます。

GHQ は言論統制や情報統制を徹底します。「民主化」の名のもとに、放送、新聞の検閲や書籍の焚書・廃棄を行います。GHQ や占領政策への批判や不満を抑えた他、占領を正当化し、日本を断罪する歴史を作り出します。「真相はこうだ」という題名で、20 年 12 月 9 日から 10 回にわたりラジオで放送を流します。日本人を思想改造するためのプロパガンダです。階級闘争史観に基づいて、日本軍国主義者と抑圧され苦しんだ一般民衆という構図にして放送します。軍国主義者を倒して一般民衆を解放したのが占領軍というシナリオです。GHQ はこの後も内容を巧妙に変えながら「真相箱」、「質問箱」などの題名で 23 年 1 月まで放送を続けます。日本軍国主義者がアジア侵略を企て、民衆を虐殺したという、極東国際軍事裁判を正当化するものです。「大東亜戦争」を「太平洋戦争」と呼び変えるなど、価

値観、歴史観を全く別のものに入れ替えていく、洗脳が行われたのです。

連合国は政府に降伏を要求する際、降伏の条件として、ポツダム宣言の受け入れを要求しましたが、ポツダム宣言に日本の指導者をどのように書いていたか御存じですか？

「日本国民を欺瞞して道を誤らせ、世界征服に乗り出させた者」です。日本の戦争指導者が「世界征服」に乗り出させた者だと宣言に書いているのです。日本国民は被害者で、軍国主義者が国民をだましたという対立関係、二分法で断じています。

世界征服を企図し、推進したのはソ連を中心とした国際共産主義勢力です。ソ連こそ国際的な組織作りをして革命闘争を実行していたのですが、日本にその罪が被せられたのです。

勝った連合国は自陣営の戦争を正義だと正当化するために、都合の良いように歴史を変えて、敗れた国に罪を押しつけます。日本が世界征服、侵略を企てたという史観に立って裁いたのが極東国際軍事裁判です。戦勝国の者達が検事となり、裁判官となって、「平和に対する罪」「人道に対する罪」など、事後法によって日本を断罪したものです。闘いに敗れると、一方的に、徹底的に悪者に仕立てあげられるのです。「日本がアジアを侵略し、戦闘地で人々を虐殺し・・・」などとされたのですが、真実はアジアを侵略し、植民地として支配していたのは欧米諸国であり、日本は植民地支配を打破しアジアの国々の独立を支援して闘ったのです。

歴史の改竄、実は広島県でも教育正常化をめぐり、県議会・県教委と解同・教組らとの闘いがあり、県議会・県教委が敗れ、その結果、教育の歴史が改竄されています。県教委は悪者に仕立てあげられ「総括書」まで書かされます。

闘いが起こったきっかけは何かというと、昭和 60 年 2 月に起きた木山県議会議長による「議長要請文」問題です(本誌 2 号から 8 号に詳細を載せています)。教育荒廃を憂いた木山議長が「本県教育については、荒廃の最大の元凶が日教組の組合活動理念の教育現場への持込みと、それを支援する部落解放同盟の不当介入にある」とする内容の「要請文」を出して、日教組、解同を批判し、同和行政における予算の大幅削減や高同教・広同教の公費助成や組織の見直しを求めました。しかしこれに解同が反発し、「組織的・計画的で史上空前の悪質な差別事件」として教組や高同教・広同教らと反対闘争を展開します。

木山議長の要請は、差別事件を口実にした解同の介入や、教組による偏向教育の持込みに、業を煮やした末での決断だったのですが、解同らの激しい反対闘争により、まず、県教委が糾弾で追及され、7 月「要請文は差別文書である」と認めさせられます。県議会議長は 8 月「その内容に誤認の向きがあった」と謝罪し、「要請文」を撤回します。県教育委員長も辞任に追い込まれました。さらに県教育長も追及され、「解同が広島県教育の推進に果たした役割」を書くよう要求され、「解同が広島県教育の推進に役割を果たした」という内容の「まとめ」を書きます。県議会議長も県教委・県教育長も屈服したのです。こうして「要請文」で指摘した「教育荒廃の元凶」が「解同や教組」にあるということが根底から崩されます。この後、県知事・県議会議長・県教育長が、解同県連、広教組・広高教組・高同教・広同教とで結んだのが「八者懇談会合意文書」です。この合意文書で「差別事件の解決に当たっては、関係団体とも連携し」と書かれましたが、「関係団体とも連携」という文言は、解同の教育現場への介入を公然と認める根拠となってしまいます。

県教委は、その後も「総括書」を書かされました。「誤った情報と認識を県議会に与えた責任」が県教

委にあるとされたのです。屈服した県教委が「議長要請文」問題を、どのように書いたか紹介します。闘いに敗れると、勝者に都合の良いよう、どのように事実が書き換えられ、いかに真実がねじ曲げられるか、読者の皆さんに読んでいただきましょう。

『県議会議長要請文』は、同和地区に対する差別意識や部落解放運動についての予断と偏見を助長するものとなっており、同和教育や同和教育研究団体についても誤った認識のまま記述がなされていたのみならず、同和行政の基本認識において問題のあるものであった」

「さらに『要請文』は県議会内各派の了承を得ないまま出されており、議会制民主主義の基本的ルールに反するものであった」

「このように、『県議会議長要請文』は、その形式において民主主義の基本的ルールに反し、その内容において同和教育や部落解放運動を阻害し、また行政施策を左右しかねないものであり、教育現場にも大きな混乱を与えるものであった。」

県教委はこれを県教委自身が作成した同和教育研修資料冊子「同和教育の実践のために」の「差別事件の教訓に学ぶ」の項に載せています。載せなければならなくなったのでしょうか。これらを同和研修の都度、教職員に学ばせます。

県議会議長の「要請文」は、教育荒廃を憂い、教育正常化を願って県教委を支援しようとして出したものです。それがあろうことか、真逆の、「教育現場に混乱を与える」「同和行政の基本認識に問題がある」「同和教育や解放運動を阻害する」問題とされたのです。闘いに敗れ、屈服し主体性を失うと、このようになるのです。

「議長要請文」の他、「差別事件の教訓に学ぶ」の項には、学ぶべき「差別事件」として、全部で7つ挙げています。本誌で既に取り上げたものは号数を入れています。

「1 吉和事件(42号)」、「2 府中事件」、「3 尾道市内高等学校アンケート差別事件(40号)」、「4 就職差別事件と『広島県高等学校統一書式』」、「5 三次高校生徒自殺事件(41号)」、「6 大古小学校差別事件(21号)」、「7 県議会議長要請文問題(2号-8号)」。

なぜ県議会議長や県教委・県教育長らは闘いに敗れたのでしょうか。敗れた原因は「同対審答申」やそれをもとに県が作成した「県同和对策基本方針」にありました。同対審答申等を武器に闘われたのです。

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。同和問題の早急な解決は国及び地方公共団体の責務である。地方公共団体は、国民的課題として同和問題解決に向けて責任を持って同和行政施策をしなければならない。」

教育荒廃を引き起こす「教組の組合活動理念の教育現場への持込みと、部落解放同盟の不当介入」の問題が、誰も反対することのできない「同和問題」にすり替えられ、同対審に書かれている文言を武器にして、予断と偏見を助長する「差別事件」として追及を受けたのです。

「同和問題」にしさえすれば「同和問題解決は国民的課題として、国及び地方公共団体が責任を持って行政施策、同和行政を遂行しなければならない」ものとなるのです。こんな馬鹿なことはありません。しかしこれが「同和行政の基本認識」とされました。同対審答申を使って同和行政、教育が狂わされていきます。

『県議会議長要請文問題』以降、県教委は、「同和教育を基本として広島県の教育を推進することを改めて確認し、その後の教育の方向付けをするものとなった」と明記しています。その結果は、「人権学

習の内容」に問題(法令違反)があるとして是正指導を受けることになりました。「反天皇制学習」という、わが国の国柄を変えようとする革命教育を、運動体が行う解放教育を、「人権学習」という名のもとに公教育で教え込むことにまでなっていたのです。

日本弱体化政策を推し進める GHQ は共産党の活動を支援しました。労働組合の結成も奨励したため、共産党は労働組合を主導して相次いで作り、あるいは組合の中に潜り込んでいきます。コミンテルンの指令を受けた共産党は、革命闘争を推進するため、労組や国内のさまざまな社会組織に「細胞」を作り組織拡大、浸透していきます。

GHQ 内のニューディーラーらは、徹底した「公職追放」を行います。「追放」は保守系の国会議員や地方議員、官僚、学者、教員の他、報道機関、民間企業にも及びました。実態は「公職追放」という名の「粛清」です。

21 年 4 月 10 日に、新選挙法によって総選挙が行われ、保守の自由党が第一党となりますが、GHQ は総裁となった鳩山一郎を公職追放します。

GHQ による労組結成促進の指令は、争議件数を跳ね上げ、すさまじい勢いで労働組合員数を増やし続けます。

昭和 21 年 5 月 1 日のメーデーには、100 万人以上の労働者が結集し、「人民政府の設立」や「食料の人民管理」を決議します。5 月 19 日の食料メーデーには、宮城に 25 万人が結集します。敗戦から共産革命に追い込む「敗戦革命」の危機がまさに迫り来た時でした。

労組らによるデモやストは、国の食糧配給の遅配や欠配による不満が背景にあるのですが、その食糧配給が滞った理由について、江崎道朗氏は、GHQ による日本窮乏化政策があったと明らかにしています。江崎氏は、著書「日本占領と『敗戦革命』の危機」で、

「占領下に置かれ、世界との貿易を制限されていた日本政府に、必要とされる食料を準備する手段はほとんどなかった。実際に、占領初期の対日食料援助はアメリカ政府の政策によって非常に厳しい制約が課されていた」、「そもそも GHQ は敗戦直後、日本を窮乏化に追い込もうとする政策を次々と打ち出していたのである」と指摘しています。

革命成功のために、社会をあえて混乱と窮乏に落とし込むのがコミンテルンの常套手段であり、GHQ に入り込んだコミンテルンの敗戦革命派が、窮乏化政策によって社会的な軋轢を増し、庶民の不満を高め、政府への反感と共産党への支持が高まるよう仕組んだ、旨明らかにしています。労働争議が激増したのは、GHQ が原材料の輸入を厳しく制限したことにあつたのです。国民、労働者の生活・食糧状況を困窮させ、政府に対する不満を煽って労働組合の結成を奨励するためだったのです。GHQ は労働組合を敗戦革命の担い手として結成を奨励していたのです。

22 年、共産党は全官公労働者、約 260 万人を結集して吉田政権を打倒し、民主人民政府の樹立を目指して 2.1ゼネストを計画します。まさに革命前夜の様相を呈します。ゼネストというのは、全ての労働組合がストライキを実施して国家機能をマヒさせることです。国家的危機に瀕した状況ですが、治安維持法は廃止されており、特高(特別高等警察)、内務省も解体させられていました。暴徒と化した団体、革命家たちが思うままに騒擾を起こす状態でした。

ゼネストはマッカーサーの指令によって中止されました。しかし、ゼネストから人民戦線内閣樹立、敗戦革命へと事態が展開する恐れが現実味をもって現れた、わが国最大の危機が戦後すぐに現出したの

です。

日教組、解放委員会は、このような労働組合による激しい争議が繰り返される敗戦革命の危機の状況下で結成されます。学校教育の改革政策として、教職員組合の結成を GHQ が指令したのです。「民主化の一環」です。

日教組(日本教職員組合)は次のように誕生します。昭和 20 年 12 月、共産党系の全日本教職員組合と社会党系の日本教育者組合が結成され、その後、離合集散をしながらもふくれあがり、全日本教職員組合協議会と教員組合全国連盟に高等教育の教員で組織していた大学高専協が加わって、22 年 6 月 8 日、日教組を結成します。広島では昭和 21 年 5 月に広教組(広島県教職員組合)を結成します。

解放委は昭和 21 年 2 月 20 日、結成します。全水(全国水平社)の革命的伝統を受け継いで、「民主革命の完遂による一切の人民の解放」を目指して結集して結成大会を開催します。「幣原反動内閣を打倒」「人民政府を樹立」と決議します。階級闘争して革命を目指す団体として結成されたことが分かります。

2. 五箇条のご誓文を示して国民を励まされた昭和天皇

昭和 21 年 1 月 1 日、昭和天皇が「新日本建設に関する詔書」を渙発します。GHQ による日本解体政策、共産党による人民政府樹立へ向けての争議が激増し、敗戦革命の危機が迫る中です。GHQ 民政局は「天皇の神格化」を否定させて天皇の地位を引き下げる狙いでした。日本弱体化政策の一環であるのは明かです。しかし、昭和天皇の真意は全く別のところにあり、変わらぬ君民の絆を訴えることでした。江崎氏の「日本占領と『敗戦革命』の危機」から引用して紹介します。

昭和天皇は、詔書の冒頭で「五箇条のご誓文」を示します。もともとの原案には「五箇条のご誓文」はなかったのですが、昭和天皇の強いご意向によって入れられました。

「明治天皇が示された『五箇条のご誓文』の御趣旨に則って、新しい日本を建設しようではないか。空襲の被害、罹災者の苦しみ、産業の停顿、食糧の不足、失業者の増加などはまことに痛ましいことだ。しかしそれでも、我が国民がこの試練に直面し、徹底して文明を平和に求める決意を固くして、全員が結束すれば、わが国だけでなく、全人類のために輝かしい未来を作ることができることを私は疑わない。日本では家族を愛する心、国を愛する心が特に熱烈だ。これからはそれをもっと広げ、人類愛の完成に向けて献身的努力をするべき時だ。国民が団結し、寄り添い助け合って、寛容に相互を許し合う気風を高めていけば、日本の至高の伝統に恥じない進化を發揮することができるだろう。私は、信頼する国民が、私と心を一にして、自ら奮起し、自らを励まし、この大事業を成し遂げることを心から願う」

江崎氏は昭和天皇の詔書を紹介した後、続けて次のように書いています。

「これが昭和天皇の国民へのメッセージであった。連合国のあいだでは、天皇戦犯論が湧きだっていた時期だ。場合によっては処刑されるかもしれないのに、昭和天皇は、GHQ による過激な占領政策に動揺する国民、そして政治家たちに対して、狼狽えるな、日本は明治天皇の五箇条の御誓文の精神に立ち戻ればいいのだと、力強く宣言されたのだ。なんという勇氣、なんという胆力であろうか」

昭和天皇は、占領下にあつて厳しい生活を余儀なくされている国民を励まし、うろたえず五箇条の御誓文の趣旨に則って、団結して助けあおうという思いを示されたのです。昭和天皇が五箇条のご誓文を入れられたのは、「民主化」を押しつけて、それまでの日本の政治・経済・文化を否定しようとする GHQ に対し、既に日本は明治天皇が出された「五箇条のご誓文」によって、民主的な国家を目指した

国づくりの方針を示し、それに基づいて政治を行い、実際に民主主義が根付いていることを明らかにしたものです。政治は全て会議を開いて話し合いによって行うこと、広く知識を世界に求めること、国際法に基づいて外交を行うこと、国民みんなが各自の意思を大切にすること等、民主国家の建設を目指す政府の基本方針が、五箇条のご誓文で明らかにされていることを示されたのです。

そして何より、神々に誓って出された五箇条のご誓文を示されることで、新日本の建設は、歴史を断絶する考えには立たず、伝統や文化を受け継いで行うということを、あらわされているのです。国民へ示されたメッセージの真意です。

昭和天皇の国民を励まし、君民の絆を強く願うご意志は、同じ日に行われた、歌会始で詠まれた御製にも示されています。

降り積もる 深雪に耐えて 色変えぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ

戦時中の苦労や敗戦後の困難が雪のように重く降り積もりませんが、困苦に耐えて懸命に復興に取り組む人々を、長い年月、力強くたくましく生きぬいている松にたとえて国民を励まされた御歌です。いくら厳しくとも、伝統・文化を受け継いでたくましく生きよと、国民を励まされています。

3. 広島を案じられた昭和天皇

広島県の教育に戻ります。

原子爆弾を投下された広島市内は全滅に近く、非常に多くの犠牲者が出ました。広島市水主町にあった県庁舎も跡形もなく壊滅します。荒廃が激しかった広島県ですが、さまざまな困難と闘いながら新たに設けられた義務制の下、新制中学校を建設していきます。

それまであった国民学校高等科を廃止して新制中学校に編成し、国民学校初等科を小学校として発足させます。昭和 23 年 4 月からは学校教育法に基づく新制高等学校も発足します。県立 53 校、市町村立 21 校、私立 31 校でのスタートでした。

米教育使節団の勧告に基づき、昭和 23 年 7 月に「教育委員会法」が公布されました。物資や予算、人員が著しく不足する中、教育委員会制度の準備を始めます。

教育委員は選挙で選ぶ「公選制」で、広島県では、第 1 回教育委員選挙を 23 年 10 月に行います。6 名の教育委員の定員に対し、16 名の者が立候補します。教組は 4 人を推薦候補とし、そのうち 3 人が教育委員に当選します。これに県会議員 1 名が委員に選出され、合計 7 名で県教育委員会が 11 月 1 日に発足します。広島市教育委員会は 25 年、広島市以外の市町村は昭和 27 年 11 月 1 日に発足します。

「教育の民主化」を目指した「公選制の教育委員会制度」でしたが、わずか 8 年で終わります。教育委員に教組や政党の役員らかなり、政治的イデオロギーが持ち込まれたのです。政府は昭和 31 年 10 月、教育委員を公選制から任命制にする地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)を制定・施行します。政治的中立性を確保するため制定したのですが、このように教育ヘイデオロギーが持ち込まれていた問題が背景にあったのです。

原子爆弾の惨禍で広島は焦土と化しましたが、昭和 22 年 12 月 5 日から 8 日にかけて昭和天

皇が広島市に御巡幸し、懸命に復興に取り組んでいる県民を励まします。昭和天皇が全国の御巡幸を始めたのは21年2月からですが、その時期というのは共産党を中心に政府打倒、人民革命を目指した労働争議が頻発している、まさに危機の真最中でした。そのような状況下に始められます。

昭和天皇は84名の戦災孤児がいた広島戦災児育成所を訪問され、子供達一人ひとりに親しく語りかけられます。江崎氏はそのときの御巡幸の様様を「天皇陛下と広島」(昭和62年 天皇陛下御在位60年広島県奉祝委員会)から引用して次のように記しています。

「孤児の中には、爆心地近い袋町で原爆を受け、右目を失ってなお眼帯をかけ、頭に縫帯をしたまま、お母さん(同所保母)に抱かれてお迎えした宮本六囊君(6才)と、広島駅付近の猛火の中で、息絶えた母親の乳房をにぎって泣いているところを危うく救われた東エイ子ちゃん(3才)の2人がいた。山下所長が東エイ子ちゃんの前で、『陛下、この子をここへ連れて参りました時はまだ6ヶ月でございました。』と説明申し上げた。陛下の御目にはいたいけな幼い2人の姿がはっきりと映っていた。

『ああそう！ おおきくなりましたね。大変でしょうがしっかりやって下さい。』

陛下の御目に光るものがみるみる溢れ、御頬をつたわった。陛下は泣いておられた。

一瞬、群衆のざわめきは静まり、

”天皇陛下は泣いておられる”

との声の人々の中からもれた。いたるところからすすり泣きの声が起こった。」

同日、奉迎式典が行われました。原爆ドーム間近の旧護国神社前に設けられた広島市民奉迎場には数万人もの人々が集まります。集まった人々全員が「君が代」を大合唱し、広島市長が奉迎の辞を読み上げました。

水を打ったような静けさの中、天皇陛下から広島市民が受けた災禍のことをご案じ下さっているお言葉をいただきます。

天皇陛下のお言葉が終わると、万歳の声がどっと上がり、感激に市民の目から涙があふれ、帽子やハンカチが舞い飛びました。

焦土の中で苦勞して復興に努力する広島市民が昭和天皇を心から歓迎し、皇室と国民の絆を改めて再確認し、日本復興に向けて奮闘を開始した、忘れがたい出来事です。

東アジアは赤化の危機が迫っていました。朝鮮半島では昭和23年9月、ソ連の指導を受けて北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)が建国され、内戦状態だった大陸は中国共産党の支配が優位となり、24年10月、中共(中華人民共和国)の建国を宣言します。国内も共産党をはじめ労働組合、左翼団体が民主人民政府の樹立を目指して激しい争議行為、デモを行って革命運動を繰り広げていました。

マッカーサーは芦田内閣に命令して、23年8月、公務員の団体交渉権と争議権を禁止させます。さらに共産党員ら過激な活動家らをレッドパージします。

指令を受けた県教委は24年11月、レッドパージで広教組26名を解雇します。

昭和25年6月、突如北朝鮮が韓国に侵攻して朝鮮戦争が始まります。この危機でやっと対日占領政策の誤りに気付いたアメリカは対日政策を転換します。GHQ は日本政府に指令して、25年8月、警察予備隊を組織し、27年に「保安隊」に改組、29年7月に自衛隊を設立させます。

共産党が暴力革命路線、武力闘争路線の軍事方針を採択し、各地で火焰瓶闘争を展開したのがこの頃です。この危機に乗じて26年10月、「五全協」で軍事方針を打ち出し、武装闘争を始めます。

対日政策を転換したアメリカは、日本の独立の回復を早めます。昭和26年9月8日、日本は48カ国との間でサンフランシスコ平和条約を調印し、同時にアメリカとの間で日米安全保障条約を調印します。

日教組や解放同盟は、中共やソ連が参加しない多数講和に反対し、激しい反対闘争を繰り広げます。

日教組は「教え子を再び戦場に送るな」とのスローガンを出します。安保関連法案に反対するためです。「戦争に巻き込まれる」との理屈をつけ、安保条約に反対するために使ったのですが、これがいかに誤っていたか。現在日本が繁栄し、独立が維持され平和であるのは安保条約が寄与しているのは明白です。

日教組は27年6月の定期大会で「教師の倫理綱領」を制定します。10項目からなる綱領は、階級闘争する立場を明らかにしたものです。例えばその中の一つ、「教師は労働者である」というのは、まさに教員はプロレタリアートであるという表明です。文部省や行政を権力、敵として階級闘争し打倒するということです。

さらに日教組は8月、「日政連」(日本民主教育政治連盟)という政治団体を結成し、日教組推薦の議員を多数、国会や地方議会に送り出し、政治闘争を展開していきます。

昭和28年3月、広高教組(広島県高等学校教職員組合)が広教組から分離し、独立組織として発足します。

4. 解放委の闘争戦術、「行政糾弾闘争」を持ち込んだ吉和中学校事件

「吉和中差別事件」は解放委が広島の公教育へ介入した初めての事件です。前号(42号)で紹介していますので、詳細はそれを読んで下さい。我が国がGHQの占領政策から解放され、主権を回復したばかりの昭和27年6月に吉和中差別事件が起こります。佐伯郡吉和村吉和中学校に赴任した助教諭が2年生の歴史の時間に行った授業が差別授業とされましたが、これに県連(部落解放委員会広島県連合会)が介入し、闘争本部を設置して「行政闘争」を展開した事件です。

まだまだ戦争の惨禍による荒廃と混乱が残っていました。激しいインフレを抑えるためにGHQが実施した「ドッジライン」は、一方で経済を深刻な不況に落とし入れ、企業の倒産や失業者の続出を招いていました。産業の復興もままならず、地方自治体も財政難に苦しんでいました。

このような状況下、学校や行政機関などで「差別発言」があると、「行政の停滞が差別を助長している」と、差別を行政の責任にして糾弾する「行政闘争」を行っていく、「吉和中事件」はその端緒となった事件です。「吉和中事件」以降、「差別発言」があると、解同が介入して「差別事件」として糾弾をし、「差別事件こそ差別行政の存在を証拠立てるものである」と、差別を行政の責任にして、施策や金を出させていく「差別行政糾弾闘争」を展開していくのです。

「差別行政糾弾闘争」は、解放委が26年10月、第7回全国大会で決定します。その決定をもとに「吉和中事件」を闘争します。このように「吉和中事件」は、解放委が決めた方針、「差別行政糾弾闘争」に沿って糾弾闘争が行われていたのです。

28年3月の第8回大会ではもっとはっきり「差別事件をテコとして行政闘争を発展させる」と方針決定します。

吉和中学校差別事件は、「広同教」など、同和教育の研究組織発足に影響を与えました。

昭和 28 年 5 月、全国同和教育研究協議会が発足。

昭和 29 年 5 月、広同教(広島県同和教育研究協議会)が発足。

昭和 31 年 5 月、広高同教(広島県高等学校同和教育研究協議会)が発足。

県教委は、「(吉和中学校差別事件は)差別の実態にもとづいて取り組みをすすめる同和教育のあり方が模索され始めたという大きな意義をもつと同時に、同和教育の全県下、全国化の契機となったという点でも、戦後の同和教育の原点と呼ぶにふさわしいできごとであった」と賞賛しています。しかしこれこそは解同に屈服した後の県教委の姿勢をあらわしています。これは先に記した、屈服した県が作成した冊子「同和教育研修資料」での記述なのです。実際は解同の介入を許す端緒となった事件です。県教委はこの事件で、糾弾をイデオロギー闘争と位置づけ、政治闘争をする解同と「連携」することを約束します。

これ以降、教育の中立性は侵され、差別を口実に学校や行政は「行政闘争」を受け続けることとなります。県行政が主体性を失う端緒となった事件といっても良いでしょう。

政府は昭和 29 年、教育 2 法案(教育の政治的中立性確保に関する法案、教育公務員特例法改正案)を制定し、教員の政治的中立を確保し、政治闘争の制限をします。

これは昭和28年におきた、「山口日記事件」、「京都旭丘中学校事件」などの偏向教育事件が背景にあります。

「山口日記事件」というのは、山口県教組が自主編成教材として編集・発行した夏休み帳「小学生日記」「中学生日記」を見童生徒に買わせて平和教育として使っていましたが、欄外の記述の内容が露骨な「反米新ソ」で偏向教育であるとして大問題となった事件です。

「京都旭丘中学校事件」とは、共産党や京教組の教員が、校内で革命歌を歌わせたり、政党機関紙を使った授業をしたり、自主管理授業を行うなど、生徒を巻き込んだ闘争を行っていたことが問題となった事件です。当時、教員や教組による政治闘争や教育闘争が激しく行われていたのです。その後全国を調査した文部省は、24の偏向教育事例を発表します。教育2法案はこのような背景の中で制定されています。

昭和30年、講和条約と日米安保条約に関する考えの違いから分裂していた右派社会党と左派社会党が再統一します。当時は、アメリカとソビエトが対立する冷戦の真っ最中でした。革新勢力の伸張の危機です。これを受けて保守政党の日本民主党と自由党が合同して、自由民主党が誕生します。これ以降、自民党が政権を維持し続け、政権交代のない政治体制「55年体制」となります。

解放委は昭和 30 年の第 10 回大会で解同(部落解放同盟)と名称を変更します。

5. 教育委員全員辞任まで出した勤評反対の階級闘争

昭和33年、日教組が「非常事態宣言」を発してまで反対する事態が起こります。勤務評定問題です。

昭和 31 年、政府は「教育委員会法」を廃止し、代わりに「地教行法」を成立させ、それまでの教育委員の公選制を任命制に変えました。教組や政党の関係者らが教育委員に多く当選し、政治的イデオロギーを持ち込むなど、教育の中立性を侵す問題が起きていたからです。また管理職の人事も、公選制であった教育委員会は、組合が推薦した者を校長や教頭にする人事を行っていました。階級闘争する

教組が推薦する者が教育委員になったり、校長、教頭になって良い教育ができるはずはありません。偏向したイデオロギー教育で洗脳される恐れがおおいにあります。

昭和25年に制定された地方公務員法は、公務員の団体交渉権と争議権を禁止した他、教員の勤務評定も、任命権者による勤務評定の実施を義務づけていました。しかし勤務評定は「公選制」の教育委員会制度の下では行われていませんでした。地教行法が制定され、教育委員を自治体の首長が議会の同意を得て命じる任命制に変えたことから勤務評定の実施が始まります。

勤務評定は、地教行法によって「都道府県教育委員会の計画の下に、市町村教委が行うものとする」と規定されました。教職員であろうとも勤務についての評定をするのは当然のことです。

しかしこの勤務評定の実施に真っ向から反対したのが日教組です。27年12月、臨時大会を開いて「非常事態宣言」を發表して「絶対反対」します。

「この闘争は彼我の力関係を逆転させるまで発展させねばならぬもの」

と、職場から実力行使を組織して権力と対決するという姿勢を確立します。

具体的には、都道府県教委が作成する「規則」の制定を阻止、或いは撤回させたり、校長が作成する教職員に対する「勤務評定書」を教育委員会に提出することを阻止する闘争を展開していきます。

日教組等は「勤務評定」の実施になぜ反対するのでしょうか。調べてみるとおよそ次のような理由で反対しています。

「教育の国家統制の強化、教育労働者の諸権利を蹂躪し、管理と統制の下に組み敷こうとしている。」

政府や県教委が実施する政策を「権力の攻撃」と捉えています。権力を敵とする階級闘争を「勤務評定反対闘争」として行っているのです。

33年4月、広教組、高教組は共闘を組み、強力な反対闘争を展開します。県は勤務評定に関する規則を制定しなければなりません、規則制定を阻止するため広教組と広高教組で「拡大闘争委員会」を組織し、団体交渉に千人～2千人を連日動員して、団交、座り込みを行います。

勤務評定に関する「規則」は4月28日に採決され、5月1日実施が決まりました。県教育委員会に、教組の組合員らが連日多数押しかけて座り込み反対闘争を繰り広げていました。規則の実施が決まったのは、彼らに退去命令を通告し排除した後の20時でした。

「規則」が決まると、今度は校長へ評定書を「記入させない、提出させない」闘争を行います。広教組と高教組は合同して、校長が勤務評定書を提出するのを阻止するため、全小・中・高校の分会代表者を集めて職場の闘争態勢確立へ向けた会議を開きます。校長に評定書を出させないために、本部が各学校の分会に、校長に対して「非協力闘争」を組んで闘うよう指示を出します。本部は「知恵を絞り創意工夫で、校長を徹底的に弱らせ、痛めつける」として、次のことを具体例として挙げて指示します。

「①校長とは一切口をきかない。②本務外勤務は拒否する。(宿日直拒否を中心として、その他の雑務的事務の拒否) ③教育計画など、校長を除く職場で決定し運営する。

各学校の校長は、多数を占める組合員らによる徹底的な非協力闘争に苦悩します。

広教組は「地教委への突き上げなど全力をあげる」と、各市町村教委へも勤務評定実施の闘争を組織します。

県教委に対しては、「団交再開、規則撤回」の闘争を行います。7月には、教組委員長も含めたハンストに突入し、県共闘会議50名を加えて泊まり込んで96時間に及ぶ要求闘争を行い、団交を約束させます。

6月には地区労、部落解放同盟も加わった「教育と平和を守る広島県共闘会議」を結成して反対闘争を展開します。さらに日教組の全国委員長・書記長会議が決定した、「9月15日、正午授業打ち切りの全国統一行動」に参加します。授業を打ち切ってストライキ突入という、「力の対決」を挑みます。総評も呼応し、「9月15日には、労働者の子供の登校を拒否する」よう指示を出します。

教組らは下から攻めて上を包囲する戦術をとります。まず学校で「勤評は差別を助長する」と校長に迫って団交し、「差別を助長する」と認めさせる。次いで教委を突き上げて同様に「差別を助長しないということを教組や解同に説明して納得させなければ実施は不可能である」という覚書を書かせる。その上で「教組との話し合い」を県教委に要請させて、教組や解同と団交するよう求めさせることを決定します。

広島県内で反対闘争が特に激しく行われたのは東部地域です。階級闘争する団体らが中心となって共闘態勢を組んで闘争を展開します。

勤評闘争に積極的に加わったのが解放同盟です。同盟休校、抗議デモなどを行います。「勤評は差別を助長し、同和教育を疎外する」という理由をつけて闘争します。府中地区や松永市(当時)では共闘の中核として闘争を展開します。

府中地区では、解同・教組・地区労・革新議員団で「四者共闘」を結成し、市教育長に対して数度にわたり団交を行います。連続4日の「徹宵交渉」、厳しい追及の結果、市教育長に「勤評の2ヶ月の延期」と言わせ、「県教委が府中市へ来て、勤評の実施は差別教育を助長するものではないということを解同・共闘会議に納得させられない限り、府中市では勤評実施は不可能である」旨の覚書を取り、県教委へ提出させます。

松永市では、広教組、広高教組、解同を中心として、地区労・全日自労・革新議員団・青年団連合会・連合婦人会らで「勤務評定実施反対松永地区八者共闘会議」を結成して市教委を徹夜で追及します。屈した市教委は県教委に出向いて、松永市独自の勤評の扱いを要請します。しかし県教委は拒絶します。追い詰められ、窮した市教委は、全教育委員が総辞職、市教育長も辞職する事態となりました。

新市町も府中市と同様の覚書を書きます。同町でも町教育委員全員が辞職し、そのため事務局業務が混乱・停滞し、実施は延期となりました。

このような闘争の結果、勤務評定は実質骨抜きとなりました。GHQ が「民主化」の名のもとに進めた「地方分権」化による教育委員会制度は、解同や教組らの闘争に全く無力だったのです。

勤務評定は結局、文部省からは是正指導を受けた平成10年までの約40年間、広島では教員の評価はまともに行われませんでした。

法令に従って校長や教委が業務を遂行しようとする、差別を理由に教職員らから激しい反対、非協力的闘争を受ける。外部から解同も介入し、団交、糾弾を受けて辞職せざるを得ないよう追い詰められる。勤評の実施が困難になった背景にはこのような理不尽な反対闘争、階級闘争があったのです。

解同・教組・地区労・革新議員団など階級闘争を行う団体などが「共闘体制」を組織して、各地で「行政闘争」「教育闘争」を展開していく。広島県でその始まりが「勤評闘争」からです。

職員団体である教組は職場闘争を強化する中で労働組合へと質的に転換しました。校長を「権力」として対決する職場闘争を本格化し、労働組合としての戦闘性を呼びおこします。教職員は、「権力」と対峙して「闘う」教育労働者、つまり階級闘争するプロレタリアートとなりました。

勤評反対闘争での教組と解同、労組らの共闘は大きな成果をあげました。そのためこれ以降の闘争も共闘を行っていきます。彼らは「〇〇は差別を助長する」という、差別を理由に反対闘争を展開します。「差別をなくす」という正義を振りかざし、「勤評」を「差別だ」として「反対」を押し通します。誰もが否定しがたいものを正義として掲げて、自分たちの要求を相手方に押しつけるポリティカル・コレクトネスの手法です。

教頭職への闘争についても述べておきます。教頭は昭和 29 年までは、職場の教職員らによる選挙によって決められていました。そのため組織力の高い教組が推薦する者が教頭になるという問題が起きていました。県教委は 29 年 1 月、教頭を任命制に変える「任命教頭制」を提案します。しかし、教組が反対闘争を展開し、いったん「教頭任命制」は棚上げとなってしまいます。「教育現場の職階制を強化することになる」というのが反対理由の一つです。教組は、教頭職を権力の末端に位置すると見なす階級闘争の立場に立って反対したのです。県教委は粘り強く取り組みを進め、32 年 3 月、学校管理規則を改正して「教頭任命制」を導入します。しかし教組は引き続き反対し、教職員による選挙によって推薦した教員を教頭として、校長に任命させるという、「教頭任命制形骸化闘争」を展開します。教頭が法の根拠を得る「教頭法制化」が認められるのはずっと後の 49 年 2 月です。学校教育法が改正され、やっと教頭職は法による根拠で任命されるようになりました。しかし教頭はその後、教組教職員らから「教頭として認めない」と、冷遇され非協力態度をとられ続けます。(続く)